

令和元年度

下期定期監査報告書

帯広市監査委員



帯監査第92号  
令和2年3月27日

帯 広 市 長 米 沢 則 寿 様  
帯 広 市 議 会 議 長 有 城 正 憲 様  
帯 広 市 公 営 企 業 管 理 者 阿 部 信 一 様  
帯 広 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 織 田 雅 徳 様  
帯 広 市 農 業 委 員 会 会 長 中 谷 敏 明 様

帯 広 市 監 査 委 員 林 伸 英  
帯 広 市 監 査 委 員 秋 田 勝 利  
帯 広 市 監 査 委 員 大 竹 口 武 光

#### 定期監査報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和元年度に実施した定期監査について、その結果を同条第9項の規定により提出します。

# 目 次

第 1	監査の項目	.....	1
第 2	監査の目的	.....	1
第 3	監査の対象	.....	1
第 4	監査の範囲及び方法	.....	1
第 5	監査の期間	.....	2
第 6	監査の結果	.....	2
第 7	監査結果に関する意見	.....	7

# 定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、次のとおり定期監査を実施した。

## 第1 監査の項目

収入及び支出事務等の執行状況について

重点項目：文書事務「浄書・校合・施行の確認の実施状況」について

## 第2 監査の目的

収入事務は、調定、徴収、滞納整理等の収納状況を含む事務全般について、また、支出事務は、事務事業に係る支出負担行為等の執行状況全般について、関係する法令等に基づき適正に執行されているか、及び内部統制機能が発揮されているかに着目して監査を行い、効率的な行政運営の確保に資することを目的とした。

## 第3 監査の対象

政策推進部（財政課、秘書課、広報広聴課）

総務部（総務課、契約管財課、情報システム課、資産税課、消防推進室）

市民環境部（環境都市推進課、清掃事業課、中島地区振興室）

商工観光部（観光課、空港事務所）

農政部（ばんえい振興室）

都市建設部（都市計画課、みどりの課、住宅課、建築営繕課）

上下水道部（料金課、水道課）

議会事務局（総務課）

選挙管理委員会事務局（選挙課）

農業委員会事務局（農地課）

## 第4 監査の範囲及び方法

### 1 範囲

平成31年4月1日から令和元年9月30日までに執行された事務を対象とした。

なお、議会事務局総務課の政務活動費については、平成30年度に執行された事務を対象とした。

### 2 方法

監査を行う歳入及び歳出の項目等については抽出を行い、対象課から帳簿等の関係資料の提出を求め、これらの書類を調査するとともに必要に応じて関係職員から説明を受けるなどの方法により監査を行った。

なお、地方自治法第199条の2の規定により、議会事務局総務課の政務活動費の監査において、大竹口武光監査委員を除斥した。

## 第5 監査の期間

令和元年10月2日から令和2年3月23日まで

## 第6 監査の結果

収入及び支出事務の執行状況、重点項目とした文書事務の浄書・校合・施行の確認の実施状況について監査した結果、一部に改善を要する事務処理があったので、特記事項として記載する。

### 1 部課別の監査結果（文書事務を除く）

#### （1）政策推進部

##### ア 財政課

特記すべき事項はなかった。

##### イ 秘書課

特記すべき事項はなかった。

##### ウ 広報広聴課

特記すべき事項はなかった。

#### （2）総務部

##### ア 総務課

特記すべき事項はなかった。

##### イ 契約管財課

特記すべき事項はなかった。

##### ウ 情報システム課

特記すべき事項はなかった。

##### エ 資産税課

特記すべき事項はなかった。

##### オ 消防推進室

特記すべき事項はなかった。

#### （3）市民環境部

##### ア 環境都市推進課

特記すべき事項はなかった。

##### イ 清掃事業課

特記すべき事項はなかった。

##### ウ 中島地区振興室

特記すべき事項はなかった。

#### （4）商工観光部

##### ア 観光課

特記すべき事項はなかった。

イ 空港事務所  
特記すべき事項はなかった。

(5) 農政部

ア ばんえい振興室  
特記すべき事項はなかった。

(6) 都市建設部

ア 都市計画課  
特記すべき事項はなかった。

イ みどりの課  
特記すべき事項はなかった。

ウ 住宅課  
市営住宅消防用設備（火災報知器等）保守点検業務において、契約書に添付している仕様書と事業者から提出された報告書の点検箇所数に相違があった。

エ 建築営繕課  
特記すべき事項はなかった。

(7) 上下水道部

ア 料金課  
特記すべき事項はなかった。

イ 水道課  
特記すべき事項はなかった。

(8) 議会事務局

ア 総務課  
特記すべき事項はなかった。  
なお、政務活動費の概要及び平成30年度の執行状況については、4ページから5ページに記載のとおりである。

(9) 選挙管理委員会事務局

ア 選挙課  
複数の支出事務において、検収から支払まで6か月余りを要しているものがあった。

(10) 農業委員会事務局

ア 農地課  
特記すべき事項はなかった。

## 2 政務活動費の概要及び平成30年度の執行状況等

### (1) 政務活動費の概要

ア 政務活動費にかかる根拠法令等

(ア) 地方自治法第100条第14項、第15項及び第16項

(イ) 帯広市議会政務活動費の交付に関する条例

#### 【条例別表（第6条関係）】

項目	内容
調査旅費	会派又は会派に属さない議員(以下「会派等」という。)が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
研修費	会派等が他の団体等の開催する研究会、研修会に参加するために必要な経費
要請・陳情活動費	会派等が要請、陳情活動を行うために必要な経費
研修会等開催費	会派等が研究会、研修会を開催するために必要な経費
会議費	1 会派等が各種会議を開催するために必要な経費 2 会派等が他の団体等の開催する意見交換会等各種会議に参加するために必要な経費
資料作成費	会派等が行う政務活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派等が行う政務活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派等が行う政務活動及び市政について、市民に報告し広報するために必要な経費
広聴費	会派等が行う、市民からの市政及び会派等の政策等に対する要望・意見の聴取、住民相談等に要する経費
会派等運営費	会派等が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費及び会派等が行う政務活動のために必要な会派等控室の維持管理に要する経費
その他の経費	上記以外の経費で、市長が特に認めた会派等政務活動経費

(ウ) 帯広市議会政務活動費の交付に関する規則

(エ) 政務活動費経理事務の手引

### (2) 平成30年度の執行状況等

ア 交付決定について

政務活動費は市議会における会派に対して、各月1日における当該会派の所属議員数（議長又は副議長に就任することにより会派を離脱した議員は、離脱前の会派の所属議員とみなす。）に月額30,000円を乗じて得た額を交付する。また、会派に属さない議員については、月額30,000円を交付する。（条例第2条、第4条、第5条）

交付の方法は、申請に基づき四半期ごとに交付するものとし、各四半期の最初の月の15日に、当該四半期に属する月数分を交付する（条例第3条）とされている。

なお、会派・議員別交付申請額及び交付決定額は、下表のとおりである。

#### 【会派・議員別交付決定額】

(単位:円)

会派・議員名	当初申請額	変更申請額	最終申請額	交付決定額	交付決定額の内訳
(1) 市政会	3,240,000	3,570,000	3,540,000	3,540,000	3万円×12月×8人+ 3万円×11月×2人
(2) 立憲民主	2,520,000		2,520,000	2,520,000	3万円×12月×7人
(3) 開政会	1,440,000		1,440,000	1,440,000	3万円×12月×4人
(4) 公明党	1,440,000		1,440,000	1,440,000	3万円×12月×4人
(5) 共産党	1,080,000		1,080,000	1,080,000	3万円×12月×3人
(6) 木幡議員	330,000		330,000	330,000	3万円×11月×1人
合計	10,050,000		10,350,000	10,350,000	

会派名については、「立憲民主・市民連合」を「立憲民主」と、「日本共産党帯広市議会議員団」を「共産党」と略すものとする。

イ 収支報告について

平成30年度における政務活動費の全会派・議員別の収入合計金額は10,350,000円、支出合計金額は8,468,855円で、その収支差額の合計金額である1,881,145円が返還されていた。

会派・議員別収支報告状況は下表のとおりである。

【会派・議員別収支報告】

(単位：円)

会派・議員名	(1) 市政会	(2) 立憲民主	(3) 開政会	(4) 公明党	(5) 共産党	(6) 木幡議員	合計	支出額に占める支出項目別割合
収入額計	3,540,000	2,520,000	1,440,000	1,440,000	1,080,000	330,000	10,350,000	
政務活動費補助金	3,540,000	2,520,000	1,440,000	1,440,000	1,080,000	330,000	10,350,000	
支出額計	2,943,958	2,175,614	975,263	1,132,469	1,071,001	170,550	8,468,855	100.0%
会派別執行率	83.2%	86.3%	67.7%	78.6%	99.2%	51.7%	81.8%	
①調査旅費	1,378,338	940,520	130,720		30,315	166,230	2,646,123	31.2%
②研修費	1,370,858	344,550	376,860	629,481	98,715		2,820,464	33.3%
③要請・陳情活動費							0	0.0%
④研修会等開催費	41,000						41,000	0.5%
⑤会議費							0	0.0%
⑥資料作成費							0	0.0%
⑦資料購入費	111,618	142,008	187,125	156,503	332,851		930,105	11.0%
⑧広報費		263,760			609,120		872,880	10.3%
⑨広聴費							0	0.0%
⑩会派等運営費	42,144	484,776	280,558	346,485		4,320	1,158,283	13.7%
⑪その他の経費							0	0.0%
収支差額（戻入額）	596,042	344,386	464,737	307,531	8,999	159,450	1,881,145	

(3) 開政会の支出額については、令和元年7月23日に訂正された後の金額を表す。

ウ 会派・議員別執行状況について

各会派の交付された政務活動費の合計額（収入額）10,350,000円に対し、各会派が執行した合計額（支出額）は8,468,855円で、執行率は81.8%であった。

会派別の執行率を見ると、80%以上の執行率が3会派（共産党・立憲民主・市政会）、70%以上80%未満の執行率が1会派（公明党）、60%以上70%未満の執行率が1会派（開政会）、50%以上60%未満の執行率が木幡議員であった。

エ 政務活動費の項目別執行状況

政務活動費の執行額合計（支出額）8,468,855円に対し、条例第6条別表に規定する支出項目別の内訳は各会派合計で、研修費が2,820,464円（33.3%）、調査旅費が2,646,123円（31.2%）であり、この2項目で支出額全体の約3分の2を占めていた。

その他の項目では、会派等運営費が1,158,283円（13.7%）、資料購入費が930,105円（11.0%）、広報費が872,880円（10.3%）、研修会等開催費が41,000円（0.5%）となっていた。

なお、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、広聴費及びその他の経費については執行がなかった。

### 3 文書事務「浄書・校合・施行の確認の実施状況」の監査結果

帯広市が送付する文書について、帯広市事務処理規程に基づき、文書の浄書・校合・施行の確認が適正に行われているかについて監査した結果、一部に改善を要する事務処理があった。

#### (1) 文書事務の監査結果

##### ア 校合及び施行の確認を行っているか明らかでなかったもの

決裁文書と浄書文書に相違がないか確認を行ったうえで、文書の相手方が正しいかなどの確認を行ったかどうかが発議書上明らかではないものがあった。

##### イ 施行の確認を行っているか明らかでなかったもの

校合は行っているが、文書の発送等の際に施行の確認を行ったかどうかが発議書上明らかではないものがあった。

##### ウ 複数者による校合及び施行の確認を行っているか明らかでなかったもの

起案者のみが校合及び施行を行っているものや、外形上の校合及び施行の確認は行われているが、起案者以外が行っているかどうかが発議書上明らかではないものがあった。

#### 【部課別（文書事務）】

① 校合及び施行の確認を行っているか明らかでなかったもの	総務部 都市建設部 選挙管理委員会事務局 農業委員会事務局	消防推進室 住宅課 選挙課 農地課
② 校合は行っているが、施行の確認を行っているか明らかでなかったもの	農政部	ばんえい振興室
③ 校合及び施行の確認を行っているが、起案者以外が行っているか明らかでなかったもの	市民環境部 都市建設部 上下水道部	環境都市推進課 住宅課 水道課

#### 【過去2年間における文書事務監査結果特記事項件数調べ】

(単位：件)

区 分	平成30年度 上期	平成30年度 下期	令和元年度 上期	令和元年度 下期
① 校合及び施行の確認を行っているか明らかでなかったもの	13	8	5	4
② 校合は行っているが、施行の確認を行っているか明らかでなかったもの	5	5	2	1
③ 起案者のみが校合又は施行の確認を行っていたもの	3	4	1	
④ 校合及び施行の確認を行っているが、起案者以外が行っているか明らかでなかったもの	8	9	4	3
⑤ 施行の最終確認を課長以外の者が行っていたもの			1	
合 計	29	26	13	8

## 第7 監査結果に関する意見

収入及び支出事務全般について監査した結果、事務処理はおおむね適正に行われていることを確認しました。

しかしながら、監査結果に記載のとおり、委託契約事務の数量の相違や、支払までに相当の時間を要したものなど、改善を要する事務処理が見受けられました。

このことは、過去の定期監査においても指摘しましたが、繰り返し同様の事例が発生したことは遺憾であり、こうした事例を参考として再発防止に向けて全庁的に取り組む必要があると考えます。

重点項目とした文書事務では取組が強化されており、事務処理はおおむね適正に行われていましたが、引き続き、複数者による確認を徹底されますよう望みます。

新年度からは、多様化する行政課題や市民ニーズに迅速かつ柔軟に対応し、より効率的・効果的に行政事務を推進するため、組織再編が実施されます。

この趣旨を踏まえられ、適正かつ効率的な事務執行に努められますとともに、市民の信頼に応えられる持続的な行政運営に取り組まれますことを期待いたします。